

# 福井県報

号外第60号  
平成28年  
9月24日(土)  
火・金曜日 発行  
1月1800円 郵送料共

## 選挙管理委員会告示

### 選挙管理委員会告示

○条例の制定または改廃の請求および

監査の請求のための連署に必要な選

挙権を有する者の数(八四)……………

○議会の解散の請求、知事の解職の請

求、副知事、選挙管理委員、監査委

員または公安委員会の委員の解職の

請求および教育委員会の委員の解職

の請求のための連署に必要な選挙権

を有する者の数(八五)……………

○議会の議員の所属する選挙区にお

ける解職の請求のための連署に必要

な選挙権を有する者の数(八六)……………

### 福井県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

74条第5項(同法第75条第5項において

準用する場合を含む。)の規定により、同法

第74条第1項の規定による条例の制定も

しくは改廃の請求または同法第75条第1項の

規定による監査の請求のための連署に必要

な選挙権を有する者の数を次のとおり告示す

る。

平成28年9月24日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

13, 145

### 福井県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)以

下「法」という。)第76条第4項、第81

条第2項もしくは第86条第4項において準

用する法第74条第5項または地方教育行政

の組織及び運営に関する法律(昭和31年法

律第162号)第8条第2項において準用す

る法第86条第4項において準用する法第7

4条第5項の規定により、法第76条第1項

の規定による議会の解散の請求、法第81条

第1項の規定による知事の解職の請求も

しくは法第86条第1項の規定による副知事、選

挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第8条第1項の規定に  
よる教育委員会の委員の解職の請求のための  
連署に必要な選挙権を有する者の数を次のと  
おり告示する。

平成28年9月24日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

176, 207

### 福井県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

80条第4項において準用する同法第74条

第5項の規定により、同法第80条第1項の

規定による議会の議員の所属する選挙区に

おける解職の請求のための連署に必要な選挙

権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成28年9月24日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

選挙区	名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井	市	73,115
敦賀	市	18,351
小浜市三方郡三方上中郡		15,621
大野	市	9,795
勝山	市	6,921
鯖江	市	18,650
あわら	市	8,200
越前市今立郡南条郡		26,281
坂井	市	25,298
吉田	郡	5,280
丹生	郡	6,324
大飯	郡	5,249

平成二十八年九月二十四日印  
平成二十八年九月二十四日發

行刷

發行  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県  
高桑印刷(株)

☎六三三二番